

勧告に基づき講じた施策について

昭和63年10月28日付け勧告第2号に基づき、冬期における航空機の運航の安全確保のため、種々の気象条件に対応し、飛行開始の判断及び防除氷措置を的確に行うことをさらに徹底するよう航空局技術部長から定期航空運送事業者各社に対し通達したので、航空事故調査委員会設置法第21条第2項の規定に基づき通報する。

なお、この通達を受けて、定期航空会事業者各社は主として以下の施策を講じることとしたので、申し添える。

(1) ランプ・アウト後、降雪等により着氷等のおそれがあると判断した場合は引き返すことを徹底する。

なお、運航管理者による機長への気象等に関する適切な情報提供を徹底すること。

(2) 防除氷措置を実施する気象条件及び航空機の状況、実施の方法及び実施時期の明確化を図る。

また、YS-11型機については水平尾翼の防除氷を特に入念に行うこととする。

(3) 防除氷措置を実施したときは、措置の内容及び作業終了時間を機長に通報することとし、機長はそれを確認することとする。

(4) 防除氷地上機材の整備を促進する。